

単価契約仕様書

1. 件 名

令和7年国勢調査に係る乾式電子複合機（白黒）の借入[単価契約]（その2）

2. 設置台数

3 台

3. 設置場所

大阪市内（決定次第速やかに通知する）

4. 借入期間

令和7年9月1日～令和8年3月27日

5. 納入及び設置期日

令和7年8月29日予定（詳細については、本市担当者と別途協議。納入及び設置期日を繰り上げる場合は、最大1週間とする）

6. 借入期間終了後の搬出期日

令和8年3月30日予定（詳細については、本市担当者と別途協議。搬出期日を繰り上げる場合は、最大3日とする）

7. 借入期間複写予定枚数

153,000 枚

8. 内 容

乾式電子複合機（付属品含む）の使用、複写に必要な消耗品（コピー用紙、ステープルを除く）の供給並びに良好な機器状況を維持するための保守について、1枚あたりの複写料により、単価契約を締結する。

9. 設置機器の規格、保守内容等

（設置機器の規格）

次の形式・機能を有する機器であること。

- (1) デジタル複合機であること。
- (2) 型式はコンソール（据置型）タイプであること。
- (3) ウォーム・アップは1分以内であること。
- (4) 機械占有寸法は、フィニッシャーを取り付けた状態で 1,900mm(幅)×900mm(奥行き)程度であること。(手差しトレイ等開放時の寸法を含む)
- (5) ノンスタック方式のトレイレス自動両面機能を有していること。
- (6) 自動両面原稿送り装置を装備し、120枚以上の原稿をセットできること。
- (7) 複写速度は、片面、両面ともに、白黒 60 ページ/分以上（A4ヨコ）であること。
- (8) 原稿サイズは、最大A3判が可能であること。
- (9) 複写サイズは、最小A5判、最大A3判が可能であること。

(10) 複写倍率は、次のとおりとする。

固定 縮小 3 段階（86%程度、81%程度、70%程度）以上

拡大 3 段階（115%程度、122%程度、141%程度）以上

任意 最小 50%以下、最大 200%以上（1 %きざみにて任意設定可）

(11) 2 枚または 4 枚の原稿を、1 枚にまとめて複写する機能があること。

(12) 前面給紙トレイ方式で 4 段以上かつ手差し給紙が可能なこと。

(13) 拡大縮小コピー時においても、専用カセットなどの付属品を必要とせずコピーできること。

(14) 自動用紙選択機能、自動倍率選択機能、自動濃度調整機能等の自動化機能があること。

(15) 原稿を読み込みながら並行してコピー排出できること。

(16) 自動パンチ穴あけ機能を有するフィニッシャーを装備していること。

(17) 最大消費電力はソーター、フィニッシャーを取り付けた状態で 100V、20A、2.0KW 以下であること。

(18) 片面又は両面複写枚数がカウント可能であること。

(19) 本体認証、印刷枚数がわかる本体集計管理機能を有すること。

(20) 機器本体からの情報漏洩を防止するため、内蔵ハードディスクに蓄積されたデータを消去する機能を有すること。

(21) ネットワークインターフェースを装備していること。

- ・ ネットワークインターフェースについては、1000BASE-T、100BASE-TX に対応していること（自動切換え）。

(22) ネットワークプリンタ機能を利用できること。

- ・ 印刷速度は、複写時同等以上であること。
- ・ パソコン側から、パンチ穴あけを指示する機能を有すること。
- ・ 複写ページのドキュメントをプリントアウトする際、小冊子を作成するように自動的に面割付を行う機能を有すること。
- ・ プリント印刷中でもコピー作業の予約ができること。また、コピー作業中にプリント印刷の予約ができること。
- ・ ウェブ上でプリンタの状態を管理できる機能をもつこと。
- ・ 印刷物のセキュリティを確保するため、パソコンから印刷指示後、複合機本体にパスワードを入力してから出力できる機能を有すること。

(23) ネットワークスキャナ機能を利用できること。

- ・ 自動両面原稿送り装置を装備し、両面原稿もスムーズに読み取りできること。
- ・ 読み取り速度は、複写時と同等以上であること。
- ・ 原稿を機器にセットしてからパソコンに戻って読み取り指示を行うのではなく、スキャン作業は機器の前で操作できること。
- ・ 読み取りはカラー、白黒の両方に対応すること。
- ・ スキャナで読み取ったデータを複合機にて P D F ファイルに変換し、総務局が管理するドメイン環境にて、指定されたファイルサーバーへ転送できること。
- ・ セキュリティ確保のため複合機に保存したデータをパスワードにて保護する機能を有すること。保存されたデータは、一定期間後自動削除する機能を有すること。

(24) 本市が指定する場所に本体を設置調整し、ネットワークケーブルの設置を行うこと。

- ・ ネットワークケーブルはカテゴリ 6（1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T 対

応)以上の規格であること。

- (25) カラーコピー機能を有している場合、誤操作を防ぐためカラーコピー機能を停止し、使用できないようにすること。
- (26) 参考機器
- ・ 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 Apeos 7580
 - ・ リコージャパン株式会社 RICOH IM6000
 - ・ 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社 TASKalfa6004i

(保守内容)

- (1) 点検、整備、部品の交換を行い、機能を良好な状態に保つこと。また、適切な装備、部品の交換を行っても機器の良好な稼動が確保されない場合は、直ちに同等以上の性能を有する代替機を設置すること。また、それらにかかる費用は受注者の負担とする。
- (2) 消耗品（コピー用紙、ステープルを除く）については、必要に応じ随時供給し、業務に支障をきたさないこと。また、保守、修繕を担当する営業所等において、部品が在庫所有されるなど即日対応が可能な状態を保つこと。
- (3) 故障の発生等、納入先からの修繕依頼を受理後、原則 2 時間以内に到着し、点検修理を行う保守体制が確立されていること。また、風水害等やむを得ない事情により上記時間内に到着できない場合は、その旨納入先に連絡の上、修繕を実施する日時を打ち合わせること。
- (4) 修理等の受付及び対応時間は、平日の 9 時から 17 時 30 分までとし、受付窓口を一本化すること。
- (5) 修繕依頼連絡先、紙詰まり等軽微な障害への対処方法を機器の分かりやすい所に表示しておくこと。

(その他)

- (1) 機器設置及び撤去作業については、担当者との連絡調整のうえ、円滑に進めること。なお、機器設置は、平日（9 時～17 時 30 分）の 1 日程度で作業を行うこと。ただし、平日の作業に関しては、本市職員の業務に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。スケジュールについては、変更もありえるので、その際は本市の指示に従うこと。なお、設置場所については別途指示するものとする。
- (2) 物品の納入、運搬、設置工事及び撤去等にかかるすべての費用は、受注者の負担とする。
- (3) 使用済みのトナーカートリッジ等不用品については、回収を行うこと。不用品回収で再生可能なものは、自然環境保護と資源の有効活用を図る観点から再利用を進めること。また、再利用を行った際は、本市に報告すること。なお、報告様式は受注者の任意によるものとする。
- (4) 「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。
- (5) グリーン購入法、エコマーク及び国際エネルギースタープログラム適合商品であること。
- (6) 借入期間複写予定枚数は、借入期間中における本市の予定枚数を示すもので、実際枚数との差異について異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 納入の際は「別紙 1 グリーン配送に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を使用すること。
- (8) 本市より指示があった場合は、既存の市内パソコンでネットワークプリンタ、ネットワ

ークスキャナ機能等を活用できるよう、パソコンへのプリンタドライバインストール等の設定を行うこと。また、それにかかる費用を負担すること。

- ・ 設定が必要な庁内パソコンの台数 7 台
- ・ 敷設するネットワークケーブルに、本市が指定するマーキングを貼ること。
- ・ 複合機に本市が指定する機器番号を貼ること。
- ・ プリンタドライバインストール手順書を作成し、提供すること。
- ・ 各種機器の設定に関しては、事前に本市担当者と打ち合わせること。

- (9) 借入期間満了時において、機器にデータが残っている場合は、撤去作業時にデータ消去を行うこと。また、データ消去について証明書を発行すること。なお、証明書の様式は受注者の任意によるもので可とする。また、消去方法は物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により行い、その確認は、立ち合いその他本市職員が現認できる方法により行うものとし、詳細については、別途協議するものとする。

ハードウェア障害等により、ハードディスクの交換が必要となった際は、ハードディスクのデータ内容を完全消去し、復元不可能な状態にすること。

作業完了後には、その作業実施を担保する証明書を発行すること。なお、消去方法は物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により行い、その確認は、立ち合いその他本市職員が現認できる方法により行うものとし、詳細については、別途協議するものとする。

- (10) 本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用、開示してはならない。また、記録媒体等に記録された情報についても漏えいを防ぐ対策を講じること。
- (11) この仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と打ち合わせること。なお、契約後における仕様書上の疑義については本市の解釈によるものとする。
- (12) 「別紙 2 暴力団等の排除に関する特記仕様書」、「別紙 3 特記仕様書」及び「別紙 4 生成 AI 利用に関する特記仕様書」を厳守すること。

○担当者

大阪市計画調整局企画振興部統計調査担当 鉄野・野村・小倉

TEL 06-6208-7865

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(別紙3)

特記仕様書

第 1 条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の計画調整局企画振興部総務担当（連絡先：06-6208-7811）に報告しなければならない。

(発注者：大阪市 受注者：契約先事業者)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること